

公表用	

令和 8 年 4 月

第 34 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 13 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 8 年 4 月 13 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員	12	名
欠席委員	1	名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	欠
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 124 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 125 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 126 号	最適化活動の目標の設定等について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 12 名で定足数に達していますので、これより、第 34 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 124 号から議案第 126 号までの 3 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 124 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 124 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 8 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 10 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、仲津地区の 4 件について地区委員より報告願います。
大田委員	仲津地区 4 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字道場寺■■■■、畑、10,180 m ² 、外 2 筆計 11,819 m ² 。譲渡人は、田川郡福智町■■■■、■■■■さん。譲受人は、神奈川県茅ヶ崎市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 2 番。物件の表示は、大字稲童■■■■、田、29 m ² 、外 3 筆計 499 m ² 。譲渡人は兵庫県明石市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 3 番。物件の表示は、大字稲童■■■■、畑、726 m ² 、外 1 筆計 1,179 m ² 。譲渡人は兵庫県明石市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号 4 番。物件の表示は、大字東徳永■■■■、畑、1,282 m ² 。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	次に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。

西村委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。物件の表示は、東泉■■■■、畑、934 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■■さん。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■■、■■■■■さんです。代物弁済により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 繁永委員	次に、今川地区の 3 件について地区委員より報告願います 今川地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 6 番。物件の表示は、大字大野井■■■■■、田、84 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■と行橋市■■■■■、■■■■■です。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 7 番。物件の表示は、大字宝山■■■■■、畑、132 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に、地区番号 8 番。物件の表示は、大字流末■■■■■、田、1,126 m²、外 2 筆計 2,642 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 富田委員	最後に、延永地区の 2 件について地区委員より報告願います。 延永地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 9 番。物件の表示は、大字延永■■■■■、田、734 m²、外 6 筆計 9,403 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、田川郡大任町■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 10 番。物件の表示は、大字延永■■■■■、田、1,056 m²、外 1 筆計 1,189 m²。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。 ー質疑なしー
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第

会長 藤川委員	次に、今元地区の１件について地区委員より報告願います。 今元地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号３番。申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字元永字山本３０１番６、田、２７８㎡。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場２７８㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書は無く理由書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、１０ha未満のその他２種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方より願います。以上です。
会長 大田委員	次に、仲津地区の１件について地区委員より報告願います。 仲津地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号４番。申請人は、遠賀郡水巻町■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字東徳永■■■■■、畑、４８８㎡、大字東徳永■■■■■、畑、１７６㎡、２筆計６６４㎡。所有者は、福岡市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建築するものです。自己住宅１２０．７５㎡、倉庫１棟３９．２８㎡、その他５０３．９７㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、１０ha未満のその他２種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方より願います。以上です。
会長 西本委員	次に、泉地区の１件について地区委員より報告願います。 泉地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号５番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、西泉■■■■■、畑、２３１㎡、西泉■■■■■、畑、２７９㎡、西泉■■■■■、畑、６１㎡、西泉■■■■■、田、９４７㎡、西泉■■■■■、田、５４３㎡、西泉■■■■■、田、３１８㎡、西泉■■■■■、田、９６６㎡、７筆計３，３４５㎡。このほか農地外８６７．０８㎡有。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん、東京都渋谷区■■■■■、■■■■■、福岡市■■■■■、■■■■■、田川市■■■■■、■■■■■、行橋市■■■■■、■■■■■さん、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。住宅用地１６区画３２５４．８９㎡、道路水路６９５．６６㎡、その他２６１．５３㎡。資金計画は、借入金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書と隣地承諾書と宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道美夜古泉駅から３００ｍ以内の第３種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方より願います。以上です。
会長 繁永委員	最後に、今川地区の２件について地区委員より報告願います。 今川地区２件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号６番。

	申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字矢留■■■■、田、453 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場 453 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道今川河童駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号 7 番。申請人は、大分県中津市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字矢留■■■■、田、16 m²。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、売買契約で所有権を移転し、通路用地を設置するものです。通路用地 16 m²。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、平成筑豊鉄道今川河童駅から 300m 以内の第 3 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 122 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 125 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 7 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 126 号、最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 126 号、最適化活動の目標の設定等について。令和 8 年度最適化活動の目標の設定等(案)について、別紙のとおり策定したので本会の審議に附す。令和 8 年 4 月 13 日提出、行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。
事務局	こちらは令和 8 年度の集積、遊休農地、活動の目標を設定した案となっております。まず集積面積については令和 7 年度末で 773ha となっており、令和 8 年度新規集積面積は、令和 6 年度新規集積面積と令和 7 年度新規集積面積を足して割った 34ha を目標として挙げております。次に遊休農地解消ですが、現在緑黄を合わせて 28ha となっております。昨年度は約 33ha でしたので、着実に解消しております。今年度の解消目標については書いてありますように令和 3 年度緑遊休農地の 5 分の 1 となっており、17.6ha としております。新規緑遊休農地については、令和 7 年度新規緑遊休農地 11ha の 5 分の

会長	1、2.2ha としております。最適化活動については昨年同様月 8 日を目標としております。その他も例年通りとしております。以上です。 説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 126 号について、賛成の方の挙手をもとめます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって議案第 126 号、最適化活動の目標の設定等については、適当と認め行橋市ホームページに掲載します。以上で、今回提案いたしました。議案の審議・報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。9 番、繁永委員、10 番、沼口委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。